

令和6年 第16回 川口市教育委員会定例会

日 時 令和6年9月20日（金）

午後3時30分

場 所 川口市教育委員会室

日 程

1 開 会

2 点 呼

3 前回会議録の承認

（1）第14回、第15回川口市教育委員会定例会会議録

4 教育長報告

（1）未来創造・教育力向上特別委員会の概要について

—— 1

（2）川口市立小中学校在り方審議会委員の公募について

—— 34

（3）川口市特別支援教育こども支援員配置事業について

—— 35

（4）学校医の解嘱について

—— 37

5 協議事項

6 議 事

議案第103号 職員の人事について

——当日1 ㊟

議案第104号 令和7年度当初川口市立小・中学校教職員人事異動方針について

—— 38

議案第105号 川口市学校運営協議会委員を任命することについて

—— 57

議案第106号 令和6年度川口市部活動地域移行推進協議会委員を委嘱することについて

—— 58

議案第107号 川口市学校給食運営審議会委員を委嘱することについて

—— 59

議案第108号 専決処分の承認について（学校医を委嘱することについて）

—— 61

議案第109号 教職員の人事の内申について

——当日2 ㊟

7 その他

8 閉 会

未来創造・教育力向上特別委員会

の概要について

日 時 令和６年８月２０日（火）

午後１時３０分

場 所 議会第３委員会室

川 口 市 教 育 委 員 会

目 次

【報告事項】

- 1 校外教育（大貫海浜学園・水上少年自然の家）に係る教育
局内における検討結果について …… P 3
- 2 G I G Aスクール構想第2期の推進について …… P 5
- 3 いじめ根絶に向けた取り組み状況について …… P 7

(参考資料)

- 資料1 校外教育（大貫海浜学園・水上少年自然の家）に係る
教育局内における検討結果 …… P 14
- 資料2 川口市立小中学校情報機器整備事業に係る各種計画
(案) …… P 16

【質疑応答概要】 …… P 24

1 校外教育（大貫海浜学園・水上少年自然の家）に係る教育局内における検討結果について

（1）検討の経緯（資料 1・1 ページ）

令和 3 年度に本市の外部評価委員会において、施設維持費等の観点から、校外教育の見直しを行うよう指摘を受けた。当時、大貫海浜学園は築 40 年目、水上少年自然の家は築 30 年目となっていた。

現在の建物を整備してから、校外教育を取り巻く環境は大きく変化するとともに、気候や施設周辺の環境も大きく変化している。

こうした指摘や状況に鑑み、将来を見据え、教育局内で検討委員会を立ち上げ、本市小中学校で実施する校外教育の在り方について積極的な検討を行うこととなった。

（2）会議開催日、構成員

ア 会議開催日

令和 4 年度

- | | | |
|-------|------------------|-------------|
| 第 1 回 | 令和 4 年 12 月 20 日 | 現状及び課題の共有 |
| 第 2 回 | 令和 5 年 2 月 6 日 | 在り方、実施方法の検討 |
| 第 3 回 | 令和 5 年 3 月 20 日 | 在り方、実施方法の検討 |

令和 5 年度

- | | | |
|-------|------------------|-----------|
| 第 1 回 | 令和 5 年 7 月 26 日 | 今後の進め方の検討 |
| 第 2 回 | 令和 5 年 11 月 8 日 | 今後の方向性の検討 |
| 第 3 回 | 令和 5 年 12 月 27 日 | 今後の方向性の検討 |

※その後、方向性の最終調整等の作業を実施し、令和 6 年 3 月末に教育局としての検討結果を取りまとめた。

イ 構成員

学校教育部長

学校教育部 庶務課長 学務課長 指導課長 学校保健課長

学務課主幹 指導課主幹 教育研究所副所長

教育総務部 教育総務課長

（3）検討結果（資料 1・1、2 ページ）

大貫海浜学園については、令和 8 年度より 3 年程度の移行期間を設け、現施設の使用は令和 10 年度末までとし、令和 11 年度からは現施設を使用しない新たな実施方法による校外教育への移行を目指すとした。

水上少年自然の家については、現在の実施方法を維持しつつ、築 50 年を迎える令和 24 年度末までに、大貫海浜学園と同様に新たな方法での校外教育への移行を目指すとした。

(4) 大貫海浜学園の新たな実施方法の検討

- ア 県内他市町村における第5学年校外教育（宿泊学習）の実施方法の調査
- イ 各校からの意見聴取
- ウ 財源等を踏まえた実施可能性の検討

2 G I G Aスクール構想第2期の推進について

(1) G I G Aスクール構想第2期について

本市では国が掲げる「G I G Aスクール構想」の実現に向けて、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、令和2年度に1人1台端末と高速通信ネットワークを整備し、G I G Aスクール構想を推進してきた。緊急事態宣言下においては、自宅で学校の授業を受けられるオンライン授業を実施するなど、学校現場では端末の活用が進み、効果が実感されつつある。

一方、国においては令和5年6月16日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023 加速する新しい資本主義～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現～（骨太方針2023）」で、「国策として推進するG I G Aスクール構想の1人1台端末について、公教育の必須ツールとして、更新を着実に進める」という方針が示された。

また「デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージにむけて～」が、令和5年11月2日に閣議決定された。その中で「G I G Aスクール構想の第2期を見据え、予備機を含む1人1台端末の計画的な更新を行う。その際、地方公共団体における効率的な執行等を図る観点から、各都道府県に基金を設置し、5年間支援を継続する」と示されたことから、本市としても、文部科学省が「G I G Aスクール構想第2期」として位置づけた令和6年度から令和10年度において、計画的な端末更新及び予備機の整備を行なっていく。

(2) G I G Aスクール構想加速化基金について

対 象 経 費	学習者用コンピュータの整備又は更新に要する経費 (情報機器の運搬費、情報機器の設置・据え付け費を含む。)
補助基準額	1台当たり 55,000 円
補 助 率	補助基準額×整備台数×2/3
補 助 要 件	・都道府県単位で実施される共同調達会議へ参加すること ・端末を共同調達すること ・調達する端末は、文部科学省が示す「最低スペック基準」を満たすこと ・文部科学省が示す「計画の策定要領」に従い、<u>端末の日常的な利活用に係る計画等を策定し、公表</u>すること ・児童生徒が利用する端末を対象としたW e bフィルタリング機能を整備すること ・調達を行う年度の5月1日現在の教員数分の指導者用端末を整備すること

※管理運営要領（令和6年1月29日文部科学省初等中等教育局長決定）より引用。

(3) 策定・公表が必要な計画について

ア 計画の構成

- ・ 端末整備・更新計画
- ・ ネットワーク整備計画
- ・ 校務D X計画
- ・ 1人1台端末の利活用に係る計画

イ 計画案（資料2）

(4) 今後のスケジュール

令和6年9月中 各種計画の公表（本市ホームページ）

9月市議会定例会に更新用端末購入に係る財産の取得議案提出

・ 整備台数 10,000 台

[内訳]

更新用端末 9,410 台

予備機 290 台

指導者用端末 300 台

・ 取得価格 695,200,000 円

・ 納入者 株式会社スリーウェイ

令和7年2月末 更新用端末、予備機及び指導者用端末納品予定

3 いじめ根絶に向けた取り組み状況について

(1) いじめ根絶に向けた取り組み

ア いじめ問題対策協議会

- (ア) 日時及び場所 令和6年6月28日(金) 午前10時
川口市役所第二庁舎 地階第1・2会議室
- (イ) 参加者 いじめ問題対策協議会委員
- (ウ) 内容
- ・令和5年度川口市内のいじめ発生状況等について
 - ・いじめ問題への対応について

イ 川口の元気 第17回いじめゼロサミット

- (ア) 日時及び場所 令和6年7月12日(金) 午後2時30分
オンライン開催
- (イ) 参加者 市立小・中学校代表児童生徒 各1人
- (ウ) 内容 講師 市教育委員会指導主事(生徒指導担当)
- ・いじめ予防授業
 - ・グループ協議

ウ 生徒指導に関わる児童生徒支援プログラム研修

- (ア) 日時及び場所 令和6年8月5日(月) 午後3時
川口市役所第一本庁舎 601大会議室
- (イ) 参加者 市立小・中・高等学校の教員81人
- (ウ) 内容 講師 川口市いじめから子どもを守る委員会委員長
小児科・児童精神科医 星野 崇啓 氏
- ・「いじめという暴力を考える～家族支援の視点から～」

エ 生徒指導担当指導主事による要請訪問(随時)

- (ア) 目的
市教育委員会として積極的に各学校の生徒指導力の向上を図るもの。
- (イ) 実施方法
各学校からの要請に基づき、生徒指導担当指導主事が学校を訪問し、ニーズに応じた内容で研修等を実施する。
- (ウ) 主な内容
- ・いじめ対応について
 - ・不登校対応について
 - ・生徒指導の在り方について
 - ・自殺予防、自傷行為について
 - ・小・中学校の連携について
 - ・生徒指導提要のポイントについて

オ 生徒指導担当指導主事による学校訪問（毎年実施）

（ア）目的

生徒指導担当指導主事が市立小・中学校を訪問し、各学校における生徒指導上の諸課題を把握するとともに、その解決に向けての指導・助言を行う。

（イ）実施対象及び期間

- ・市立小・中学校 80 校（陽春分校含む）
- ・令和 6 年 7 月から令和 7 年 2 月まで

（ウ）内容

不登校の解消、非行・問題行動への対応及びいじめ問題に係る学校の対応に関する指導・助言を行う。

（2）いじめ問題に関する調査状況

今回報告する 6 事案のうち、4 事案については、いじめ問題調査委員会を設置しており、そのうち、3 事案については、調査継続中、1 事案については、いじめ問題調査委員会による調査が終結した。

その他の 2 事案のうち、1 事案については、いじめ問題調査委員会の設置を希望しない旨の回答があったものの、可能な範囲での調査を予定、残りの 1 事案については、いじめ問題調査委員会の設置を希望しない旨の回答があり、いじめ重大事態としての対応を終結した。

【報告の概要】

事案	調査委員会等の対応状況	事案の状況
5	いじめ問題調査委員会（第 4 回）	終結
6	いじめ問題調査委員会不要	終結
7	いじめ問題調査委員会不要	継続中
8	いじめ問題調査委員会（第 3 回）	継続中
9	いじめ問題調査委員会（第 3 回）	継続中
10	いじめ問題調査委員会設置	継続中

ア 事案 5 について

（ア）経緯

令和 5 年 11 月 1 日、同じ部活に所属する者から A に、SNS 上で A の偽アカウントが A を名乗っており、「私いじめられてる」という発言や、下品な投稿をしているとの情報が寄せられた。A は、当該 SNS のアカウントを取得していなかったことから、偽アカウントの存在を知った。

同年 11 月 2 日、A 保護者から学校へ「A が SNS のなりすましの被害にあっている」との訴えがあり、学校はいじめを認知した。

同年 12 月 1 日、A 保護者から学校へ、「欠席している A に対し、B から A に体調を心配するメッセージが入った。挑発行為であると捉えている。B がなり

すましの犯人であると考えている」との訴えがあった。

同年12月8日、学校は、A保護者、B保護者及びBと面談を行なった。面談の中で、Bは偽アカウントについて「私がやりました」と認めた。

同年12月11日、B保護者からA保護者及び学校へ、「やはりやっていない」「Bのアカウントも乗っ取られた」との訴えがあった。

令和6年1月10日、Aの欠席が30日に達した。

同日、A保護者より市教育委員会へ本事案について、①重大事態として受け止めてほしい、②本人の学習保障をしてほしい、との訴えがあった。

同日、市教育委員会は学校へ、Aが不登校状態であること、A保護者からの重大事態として扱ってほしいとの訴えがあったことから、重大事態として適切に対応を進めるよう指示した。

(イ) 調査状況

令和5年11月3日、A保護者は警察に相談を行なったが、加害者の特定には至らなかった。

同年11月9日、学校は、同じ部活に所属する2年生7人への聞き取りを行なった。「偽アカウントの存在は知っていたが、Aではないと捉えていた。加害者は分からない」とのことであった。部活動、学級、学年の者に指導及び情報提供を呼び掛けたが、加害者の情報は得られなかった。

(ウ) その後の状況

令和6年1月16日、学校はA保護者と面談し、重大事態に関する説明を行なった。

同年1月30日、学校は、A保護者からいじめ重大事態に関する調査委員会の設置を希望する旨の意向を確認した。学校は、学校の組織に第三者を加える体制での調査委員会を設置することとした。

同年2月29日、第1回いじめ問題調査委員会を開催した。

同年3月7日、第2回いじめ問題調査委員会を開催した。

同年3月19日、第3回いじめ問題調査委員会を開催した。

同年3月31日時点で、令和5年度のAの欠席は81日である（令和5年11月20日からオンライン授業も実施しており、オンライン授業に参加した日は出席扱いとしている）。

同年4月8日、市長に重大事態の発生及び学校の組織に第三者を加える体制での調査委員会を立ち上げた形で対応を行なっていることについて報告した。

同年4月23日、第4回いじめ問題調査委員会を開催した。

同年7月3日、いじめ問題調査委員会委員長からA保護者に対し、最終報告書に関する説明が行われた。

同日、A保護者から再調査は必要ない旨の意向確認書が提出された。

同年7月19日時点で、令和6年度のAの欠席は57日であった。

イ 事案6について

(ア) 経緯

令和5年11月2日、Aから学校に、Bから「なんでついてくるの」などと言われ、仲間外れにされたと感じることがあったり、からかわれることがあったりすると訴えがあり、学校はいじめを認知した。

同年11月以降、A及びA保護者と週1回程度、電話連絡や面談を行う中で、上記の出来事以降、休みがちになった要因については「注目されるのが嫌だ」「周囲の子が怒られているのを見るのが嫌だ」との訴えがあったことから、個別に支援を継続していた。

同年12月18日、Aの欠席が30日に達した。

令和6年4月24日、A保護者から学校に、「学校に行けなくなったのは、令和5年11月2日のいじめがきっかけである」と訴えがあった。

同日、学校から市教育委員会へ、本事案について報告があり、市教育委員会は本事案について、いじめ重大事態として適切に対応を進めるよう指示した。

同年5月2日、市教育委員会は学校へ、いじめ認知後の見届けや、2月26日に学校がいじめの解消確認を行なった際、Aだけでなく保護者にも確認を行うなど、より丁寧な解消確認をするべきだったことなどについて指導した。

(イ) 調査状況

令和5年11月7日、学校はA及びBに聞き取りを行い、事実を確認し、指導した。

令和6年2月26日、学校はAに、令和5年11月2日のいじめについて解消確認をした。

(ウ) その後の状況

令和6年5月15日、学校はA保護者へいじめ重大事態に関する説明を行なった。

同年5月17日、市長に重大事態の発生及び調査委員会の立ち上げについてはA保護者の意向を確認中であることについて報告した。

同年7月19日時点で、Aの欠席は62日であった。

なお、令和5年度のAの欠席日数は72日であった。

同年7月19日、A保護者からいじめ重大事態に関する調査委員会の設置を希望しない旨の意向確認書が提出された。

ウ 事案7について

(ア) 経緯

令和6年5月14日、市教育委員会は、学校からAが死亡したとの報告を受けた。

同年5月23日、市教育委員会は、学校からの基本調査報告を受け、いじめが背景に疑われることから、いじめ重大事態として調査を進めると判断した。

(イ) 調査状況

令和6年5月15日、学校は教職員への聞き取り調査を実施した。A保護者の意向により、その他の聞き取りや調査が行えないため詳細は不明である。

(ウ) その後の状況

令和6年5月27日、学校はA保護者に、基本調査の内容及び今後の対応方針について説明を行なった。

同年5月29日、市長に重大事態の発生及び設置者主体で調査委員会を立ち上げる方針であることについて報告した。

同年6月14日、市教育委員会は、A保護者に重大事態に関する説明を行なった。

同日、A保護者からいじめ重大事態に関する調査委員会の設置を希望しない旨の意向確認書が提出された。

エ 事案8について

(ア) 経緯

令和6年5月22日、A保護者から学校に、「昨年2学期から、AがBに暴力をふるわれたり、お金を取られたりしている」との訴えがあり、学校はいじめを認知した。具体的な訴えの内容は、Bがゲームで負けたり機嫌が悪かったりすると腹パンチ、髪の毛を引っ張る、首を絞める等の暴力をふるうとのことだった。また、AがBから「お金を貸して」と言われてお金を取られたり、BがAの財布から勝手にお金を取ったりすることもあったとのことだった。

同年5月24日、市教育委員会は学校から本事案についての報告を受け、いじめ重大事態へ該当する可能性があることから、まずはBの在籍する学校とも連携し、事実確認を進めるよう指示した。

同年5月28日、市教育委員会は学校から本事案について、AとBに聞き取りを行い、概ね事実確認ができたこと、他にも関係者がいることの報告を受け、いじめ重大事態であると判断し、適切に対応を進めるよう指示した。

(イ) 調査状況

令和6年5月24日、学校は、Aやその他の関係者にこれまでの経緯を確認した。また、Bの在籍する学校は、Bに聞き取りを行なった。上記訴えの内容については、Bも概ね認めた。

(ウ) その後の状況

令和6年5月30日、学校とA及びA保護者、B及びB保護者、その他関係者及び関係保護者で話し合いを行い、確認した事実を伝えた。

同年6月7日、学校はA保護者へ重大事態に関する説明を行なった。

同年6月19日、市長に重大事態の発生及び調査委員会の立ち上げについてはA保護者の意向を確認中であることについて報告した。

同年7月3日、第1回いじめ問題調査委員会を開催した。

同年7月9日、第2回いじめ問題調査委員会を開催した。

同年7月18日、第3回いじめ問題調査委員会を開催した。

同年7月19日時点で、Aの欠席は3日であった。

オ 事案9について

(ア) 経緯

令和6年5月22日、A保護者から学校に、「昨年2学期から、AがBに暴力

をふるわれたり、お金を取られたりしている」との訴えがあり、学校はいじめを認知した。具体的な訴えの内容は、Bがゲームで負けたり機嫌が悪かったりすると腹パンチ、髪の毛を引っ張る、首を絞める等の暴力をふるうとのことだった。また、AがBから「お金を貸して」と言われてお金を取られたり、BがAの財布から勝手にお金を取ったりすることもあったとのことだった。

同年5月24日、市教育委員会は学校から本事案についての報告を受け、いじめ重大事態へ該当する可能性があることから、まずはBの在籍する学校とも連携し、事実確認を進めるよう指示した。

同年5月28日、市教育委員会は学校から本事案について、AとBに聞き取りを行い、概ね事実確認ができたこと、他にも関係者がいることの報告を受け、いじめ重大事態であると判断し、適切に対応を進めるよう指示した。

(イ) 調査状況

令和6年5月24日、学校は、Aやその他の関係者にこれまでの経緯を確認した。また、Bの在籍する学校は、Bに聞き取りを行なった。上記訴えの内容については、Bも概ね認めた。

(ウ) その後の状況

令和6年5月30日、学校とA及びA保護者、B及びB保護者、その他関係者及び関係保護者で話し合いを行い、確認した事実を伝えた。

同年6月7日、学校はA保護者へ重大事態に関する説明を行なった。

同年6月19日、市長に重大事態の発生及び調査委員会の立ち上げについてはA保護者の意向を確認中であることについて報告した。

同年7月3日、第1回いじめ問題調査委員会を開催した。

同年7月9日、第2回いじめ問題調査委員会を開催した。

同年7月18日、第3回いじめ問題調査委員会を開催した。

同年7月19日時点で、Aの欠席は5日であった。

カ 事案10について

(ア) 経緯

令和6年3月14日、Aが走って廊下に出たところ廊下にいたBにぶつかった。

このことに腹を立てたBは、Aを押し倒し、腕、背中、頭の順で踏みつけた。

同日、学校はいじめを認知した。

同日、学校はA及びA保護者、B及びB保護者と面談を行い、治療費はB保護者が支払うことを確認し、B及びB保護者はA及びA保護者へ謝罪をした。

同年3月22日、Aは、けがの影響により卒業証書授与式を欠席した。

同年5月27日、市教育委員会は学校から本事案について、Aが現在在籍している学校へ登校できていないこと、欠席理由がけがの治療に加え「同年代の児童生徒に会うのが怖い」と言っているとの報告を受け、いじめ重大事態へ該当する可能性があることから、まずは現在在籍している学校とも連携し、事実確認を進めるよう指示した。

同年6月4日、市教育委員会は学校から本事案について、「A及びA保護者に再度確認したところ、登校できていない理由として精神的な不安を挙げていた」との報告を受け、いじめ重大事態の疑いがあると判断し、適切に対応を進めるよう指示した。

(イ) 調査状況

令和6年3月14日、学校は、AとBに事実確認を行い、行為が確認された。同日、A保護者及びB保護者へ説明した。

同年6月3日、学校はA保護者から、現在のけがの状況や本人の様子について報告を受けた。学校は、Aのけがの治療は終わっていること、精神的に不安があり、学校に登校できていないことについて確認した。

(ウ) その後の状況

令和6年6月13日、学校はA保護者へいじめ重大事態に関する説明を行なった。

同年6月17日、A保護者からいじめ重大事態に関する設置を希望する旨の意向確認書が提出された。学校は、学校の組織に第三者を加える体制での調査委員会を設置する予定である。

同年6月25日、市長に重大事態の発生及び学校の組織に第三者を加える体制での調査委員会を立ち上げる方針であることについて報告した。

同年7月19日時点で、Aの欠席は71日であった。

なお、同年8月29日、第1回いじめ問題調査委員会を予定している。

校外教育（大貫海浜学園・水上少年自然の家）に係る教育局内における検討結果

【検討開始の経緯】

令和３年度に本市の外部評価委員会において、施設維持費等の観点から、校外教育の見直しを検討するよう指摘を受けた。当時、大貫海浜学園は築４０年目、水上少年自然の家は築３０年目。

現在の建物を整備してから、校外教育を取り巻く環境は大きく変化するとともに、気候や施設周辺の環境も大きく変化している。

こうした指摘や状況に鑑み、将来を見据え、本市小中学校で実施する校外教育の在り方について積極的な検討が必要であることから、令和４年１２月に教育局内で検討委員会を立ち上げ、通算６回の会議を開催した。

【施設概要】（令和６年度現在）

	大貫海浜学園	水上少年自然の家
所在地	千葉県 富津市	群馬県 みなかみ町
現施設の開館 (令和６年度に おける 築年数)	昭和５８年４月 (築４２年目)	平成５年５月 (築３２年目)
校外教育 開始年	昭和１５年 (開始以来 ８４年目)	昭和３７年 (開始以来 ６２年目)
対象学年	小学５年生	中学２年生

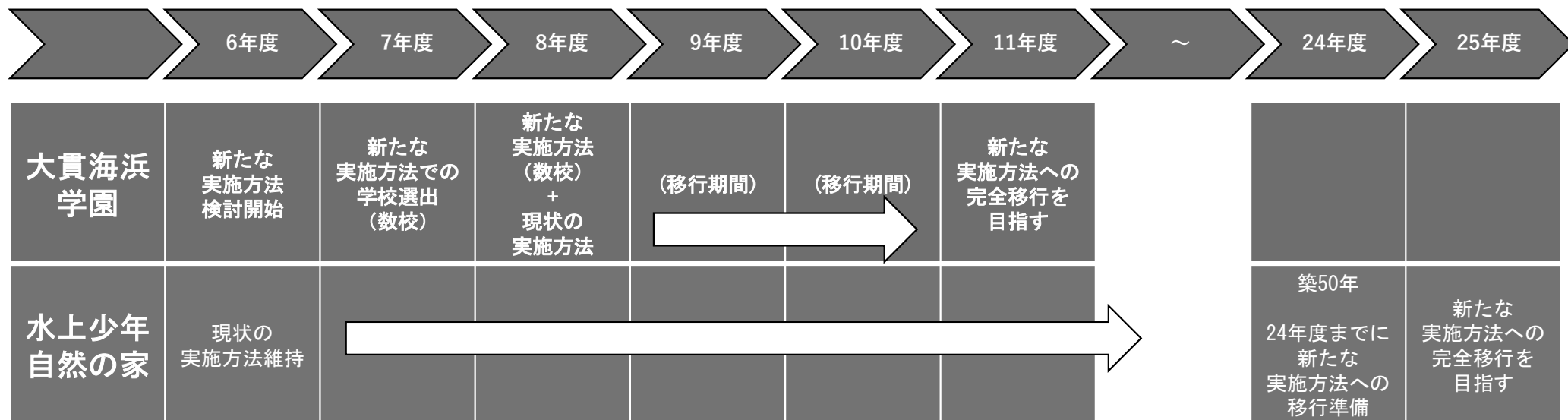
【検討結果】

【大貫海浜学園】

気候や周囲の環境変化等により、当該施設での校外教育は開設当初の目的を達成することが難しく、また、築年数からも大規模な改修等は現実的ではないと考えられることから、３年程度の移行期間を設け、現施設の使用は５年後の令和１０年度末までとし、令和１１年度からは現施設を使用しない新たな実施方法による校外教育への移行を目指す。

【水上少年自然の家】

現在の実施方法を維持しつつ、築５０年を迎える令和２４年度末までに、大貫海浜学園と同様に新たな方法での校外教育への移行を目指す。



大貫海浜学園	年額	10年後累計総額 築50年	20年後累計総額 築60年
ランニングコスト	約0.9億円	約9億円	約18億円
大規模改修	—	約8,000万円	約1億円
合計		約9億8,000万円	約19億円

水上少年自然の家	年額	10年後累計総額 築40年	20年後累計総額 築50年	30年後累計総額 築60年
ランニングコスト	約2億円	約20億円	約40億円	約60億円
大規模改修	—	約1億8,800万円	約3億9,651万円	約4億8,451万円
合計		約21億8,800万円	約43億9,651万円	約64億8,451万円

令和元年度策定の
個別施設計画における
両校外教育施設の
維持管理に要する経費

※昨今の物価高騰等は反映せず

川口市立小中学校情報機器整備事業に係る
各種計画
(案)

【川口市】
端末整備・更新計画

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
①	児童生徒数 ¹	42,432	41,788	41,042	40,277	39,420
②	予備機を含む 整備上限台数	48,796	38,356	16,498	5,018	0
③	整備台数 (予備機除く)	9,410	18,000	8,600	4,267	0
④	③のうち 基金事業によるもの	(9,410)	(18,000)	(8,600)	(4,267)	(0)
⑤	累積更新率	22.18%	65.59%	87.74%	100.00%	100.00%
⑥	予備機整備台数	290	3,000	2,000	751	0
⑦	⑥のうち 基金事業によるもの	(290)	(3,000)	(2,000)	(751)	(0)
⑧	予備機整備率	3.08%	16.67%	23.26%	17.60%	-
⑨	累積予備機整備率	3.08%	12.00%	14.69%	15.00%	15.00%
⑩	整備端末の 使用開始時期	令和 7 年 3 月 (在校生分)	令和 8 年 1 月 (在校生分) 令和 8 年 4 月 (新入生分)	令和 9 年 4 月 (新入生分)	令和 10 年 4 月 (新入生分)	

端末の整備・更新計画の考え方

- ・一括更新ではなく、卒業生の端末を回収し、新入生の端末を配置していくことを基本的な方針とし、段階的な更新を行なっていく。
- ・端末の損耗状況によるが、5 年を目安に端末を更新する。
- ・文部科学省が示している「児童生徒数の 15%以内」の予備機を段階的に整備する。

第 2 期（令和 6 年度～令和 10 年度）に向けた新たな取り組み

○端末保護ケースの購入

- ・令和 6 年 4 月～6 月の落下による破損件数は、令和 5 年 4 月～6 月と比較し、約 1/2 程度となっており、端末の保護に効果を発揮している。

¹ 令和 6 年度は、令和 6 年 5 月 1 日時点の児童生徒数。令和 7 年度以降は、埼玉県教育委員会 義務教育人口推計 (<https://www.pref.saitama.lg.jp/e2201/suikei.html>) の令和 5 年度を基準とした小学校等推計児童指数を用いて、新入生の児童生徒数を推計することで算出。

○動産保険への加入

- ・令和 6 年度より加入しており、修理費用が高額となる故障への対応も可能となったため、端末数の確保に一定の効果を発揮している。なお、令和 7 年度以降の加入要否については、令和 6 年度の実績を基に検討する。

○共同調達

- ・埼玉県としての共通仕様で調達を行うため、同一 OS (Windows) を選択する県内他市町村と機種が統一され、処理性能・堅牢性等のスペック差異がなくなる。

更新対象端末の処分および再利用について

○対象台数

約 42,800 台

○処分方法

- ・小型家電リサイクル法の認定事業者へ再使用・再資源化を委託 約 39,600 台
- ・その他（予備機、授業補助端末として再利用） 約 3,200 台

※1 校当たり約 40 台

○端末のデータの消去方法

処分事業者へ委託する

○スケジュール

令和 8 年	10 月	端末（令和 6 年度～令和 7 年度更新分）処分事業者 選定
	12 月	処分事業者への端末引き渡し
令和10年	10 月	端末（令和 8 年度～令和 9 年度更新分）処分事業者 選定
	12 月	処分事業者への端末引き渡し

※ 令和 7 年度及び令和 9 年度は、端末の処分を実施せず、2 年度に 1 度端末の処分を実施することを想定している。

※ 補助金により整備した端末は、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図る必要があり、法定耐用年数である 4 年を目安に保管しておく必要がある。令和 6 年度及び令和 7 年度の更新対象は、令和 2 年度～令和 3 年度に整備した端末となり、令和 8 年度～令和 9 年度の更新対象は、令和 2 年度～令和 5 年度に整備した端末となることから、保管期間を加味して、令和 8 年度以降に処分を実施することとしている。ただし、状態の良い端末の選別は、更新対象端末の回収後、速やかに行う想定である。

【川口市】

ネットワーク整備計画

1. 必要なネットワーク速度が確保できている学校数、総学校数に占める割合

必要なネットワーク速度が確保できている学校 ²	79校
総学校数 ³ に占める割合（％）	100％（79校/79校）
調査方法	ネットワークの入口の帯域が当面の推奨帯域を満たしているかにより測定

2. 必要なネットワーク速度の確保に向けたスケジュール

- ・令和7年度に、各小中学校の帯域変更（1Gbps→10Gbps）及び帯域変更に伴う機器・設定変更を行う予定のため、ネットワークアセスメント⁴による課題特定は実施しない。
- ・「全校同時接続によりネットワークが不安定になる」「1フロアに多くの教室が配置されている学校のネットワークが不安定になる」等の課題も判明していることから、帯域変更後に同様の事象が発生するかを確認し、発生する場合は原因箇所の特定を行い、解決策を検討する。

令和7年	7～8月	帯域変更及び帯域変更に伴う機器・設定変更
	9～10月	同時接続によりネットワークが不安定になる事象の改善確認
	11～12月	（事象が解決されていない場合のみ） 原因箇所の特定及び解決策の検討
令和8年	7～8月	ネットワーク速度再測定

² 学校のネットワーク改善ガイドブックに従い、計測。

https://www.mext.go.jp/content/20240509-mxt_jogai01-000035663_001.pdf

³ 附属中を除く79校。川口市立高等学校附属中は、川口市立高等学校と一体的にネットワークを整備していることから、帯域測定に関する総学校数には含めない。

⁴ 現状のネットワークを分析・診断することで、現状を把握するとともに、課題があった場合は問題点や改善策を提示することにより、最適な通信ネットワーク環境の実現を目的とするもの。

【川口市】 校務ＤＸ計画

1. 現状と課題

本市では、平成30年度に、1つのシステム内で「グループウェア」「学籍・名簿管理」「出席管理」「成績管理」「保健管理」「教育計画管理」「個人管理」といった校務に関する様々な機能を提供する統合型校務支援システムを導入することで、教職員の負担軽減および校務の効率化を図ってきた。また、令和5年度には、これまで運用してきた機能に加え、「勤怠管理」「文書交換」機能を有する統合型校務支援システムへと更新することで、校務の環境を更に充実させてきたところである。

しかし、システムを閉域網で稼働させ、端末の設置場所を固定していることが、校務におけるクラウドサービスの活用が進まない一因となっており、GIGAスクール端末とのデータ連携が課題となっている。

また、『「GIGAスクール構想の下での校務DX化チェックリスト」による自己点検の結果』⁵としても、全国的に「クラウドサービスを活用しきれていない」「FAXの利用」「教員・保護者間の押印・署名が必要な書類のやり取り（不必要な押印・署名）」といった校務の効率化やペーパーレス化を阻害する要因が浮き彫りとなった。本市としても同様の状況であり、課題の解決が求められている。

2. 課題の解決に向けて

各種調査等で浮き彫りとなった課題の解決を重点テーマとして進める。

重点テーマ①『FAX・押印・署名の原則廃止に取り組む』

（１）FAXの原則廃止への取り組み

- ・学校と教育委員会とのやり取りについては、教職員1人1人にメールアドレスを付与しているため、電子メールや校務支援システム「文書交換」機能等を使用し、電子データでのやり取りを継続する。
- ・外部事業者等とのFAX送受信については、電子メールで送受信可能な手続き・やり取りを精査し、電子メールによる送受信への移行を推進することで、FAXの原則廃止に取り組む。

（２）押印・署名の原則廃止への取り組み

- ・各種参加・同意・承諾に関する書類、各種調査に関する書類等に関して、押印・署名の必要性を再検討し、アンケートフォームに置き換える等の代替手段への移行を推進することで、押印・署名の原則廃止に取り組む。

⁵ 「GIGAスクール構想の下での校務DX化チェックリスト」に基づく自己点検結果の報告について
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_02597.html

- ・現状、紙で実施している家庭調査票や連絡カード等、個人情報を含む情報の収集に関しては、校務支援システム更改に向けて、収集方法を検討する。

重点テーマ②『校務支援システムへの名簿情報の不必要な手入力作業の一掃』

- ・校務支援システムへの名簿情報の入力作業フローについて、「紙からの転記」「2重登録」等の不必要な手入力作業が発生しないよう、データの連携方法も含めて見直す。
- ・校務系で取り扱う名簿情報と学習系で取り扱う名簿情報を同期する等、異なるシステムで同じ情報を入力しない仕組みを令和6年度中に構築する。

重点テーマ③『クラウドサービスの更なる活用』

- ・欠席連絡のオンライン化については、未実施の学校については、実施に向けたフォローを行う。
- ・学校から保護者への連絡ツール（お便り配信、アンケート）については、各学校で取り組み状況が異なるため、既に利用しているメール配信サービスやアンケートフォームを活用するといった検討や、市内小中学校で共通サービスを導入するといった検討を進める。

重点テーマ④『校務支援システムの更改に向けた検討』

- ・令和10年9月の校務支援システム更改に向け、校務系データと学習系データの連携を容易にし、積極的なクラウドサービスの活用を可能とする校務支援システムのクラウド化に向けて、セキュリティや最適なシステム構成の調査・研究を進める。
- ・校務支援システム更改後に利用するクラウドサービスについての情報収集・選定については、上記と並行して実施する。

【川口市】

1人1台端末の利活用に係る計画

1. 1人1台端末を始めとするICT環境によって実現を目指す学びの姿

『GIGAスクール端末を効果的に活用した誰一人取り残さない「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現』を目指し、「とにかく使ってみる」から始め、「端末を活用した授業改善」へとステップアップし、令和5年度より「リアルな授業と端末活用の組み合わせ」に取り組んできたところである。

2. GIGAスクール構想第1期（令和2年度～令和5年度）の総括

市立小中学校におけるGIGAスクール端末を活用した好事例

- ・紙媒体のドリルだけではなく、長期休暇中の宿題に個別学習ドリル機能を活用することで、自主学習にも意欲的に取り組むことができる。
- ・共同編集機能を活用し、グループ活動を行う事で、協議する内容に深まりが見られる。
- ・授業でアンケートフォーム機能を活用し、子供たちの意見をモニターに投影することで、他者の考えを共有することができる。

上述のとおり、学習アプリや授業支援ソフト等を活用することにより、学校現場では活用が進んでいる。また、緊急事態宣言下においては、自宅で学校の授業を受けられるオンライン授業を実施する等、効果が実感されつつあるが、以下のような課題も挙がっており、解決の方向性について、検討を進めているところである。

課題	解決の方向性
教員端末のスペック不足	教員端末のスペック（CPU・ストレージ）の再検討を行い、児童生徒の学習端末より高スペックの端末の導入要否を検討する。
校内一斉に利用した場合等にネットワークが不安定な状況が発生する	帯域変更・機器変更等により、ネットワークを増強し、課題解決を図る。
特別教室等、GIGAスクール端末が活用できない場所がある。	必要な場所へのアクセスポイントの設置により、GIGAスクール端末を活用できる場所を増やす。

3. 1人1台端末の利活用方策

(1) 利活用の前提

端末の整備・更新を計画的に行うことにより、児童生徒が1人1台の端末を利活用できる環境を維持していく。

(2) 1人1台端末の日常的な利活用

学習ソフトの更なる活用⁶

ベネッセコーポレーションが提供するデジタル教育アプリ「ミライシード」を活用して、個別最適な学習の実現や、協働学習支援機能を活用した全員参加による学びを推進していく。

「MEXCBT」の活用⁶

文部科学省が提供するオンライン学習システム「MEXCBT」を活用し、学校・家庭における学習や音声・動画を用いた問題演習を進めるほか、自動採点機能を活用して、市教育委員会主催の川口国語チャレンジのテストを作成し、学校におけるデジタル化を支援する。

(3) 1人1台端末を活用した学びの保障

多様な学びの場、居場所を確保⁷

学びの喜びが感じられるよう、授業配信に加え、学習支援アプリの活用や、授業動画配信サイトの利用等、ICTを活用した学習支援を行う。

(4) その他の場面での活用

自殺防止対策としての活用検討⁶

小中学校における児童生徒の自殺防止対策として、GIGAスクール端末を活用した児童生徒の心の不調を早期に発見するアンケート等を試行する。

⁶ 2024年度SDGs未来都市等提案書 より抜粋

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/material/files/group/7/SDGsmiraitositeiannsyoHPkoukaiyou.pdf>

⁷ 『川口市の総合的な不登校対策「川口版 COCOLO プラン」について』 より抜粋

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/material/files/group/150/R0501shiryou4.pdf>

未来創造・教育力向上特別委員会質疑応答概要

(令和6年8月20日開催)

学校教育部 学務課

質 疑	応 答
【報告事項】 1 校外教育（大貫海浜学園・水上少年自然の家）に係る教育局内における検討結果について	
< 質 疑 > (坂本 だいすけ 委員) 大貫・水上における校外教育の目標、目的はこれまでの川口の子供達に大きな影響を与えており、それを達成するための検討は早急に行い、そのうえで実施方法を検討する必要があると考えているが、その点についての考え方は。 施設がなくなるということであれば、残念な気持ちがあるが、子供達のためにしっかりと検討していただきたい。(意見) (松本 幸恵 委員) ①現施設において目的や目標の達成が難しいと考えている具体的な理由を伺いたい。	(学務課長) 校外教育の目的や目標を達成することが大切であると考えている。目的は、平素と異なる環境において見聞を広めること、自然に親しみ望ましい体験活動を積むとしている。仮に、現施設を使用しないとなった場合でも、こうした目的を達成できる方法を検討していきたいと考えている。 (学務課長) ①活動内容については、当初と比較すると制限が生じてしまっていることは否めないものの、目的や目標は達成できていると考えている。 活動の制限内容として、例えば大貫においては、以前は7月や8月に実施していた学校では、海には入れていたが、現在はその時期に校外教育自体を実施していない。また、東京湾観音までの

質 疑	応 答
②他市の校外教育について、保護者負担や実施状況を教えてほしい。 ③猪や熊の出没については、現在、山に近いところであれば、国内どこにおいても発生しうるものであるため、どのような場所を検討しているか。	ハイキングを実施していたが、現在は、猪が出没するため道が閉鎖されており実施できない状況である。 水上においては、以前は谷川岳の一ノ倉沢まで沢沿いをハイキングできていたが、こちらも道が通れなくなり舗装路を歩いている。また、近隣で熊の出没も確認されるなど、今後の活動に影響が出ることも考えられる状況となっている。 ②さいたま市では、以前、2施設を所有していたところを、1施設を閉鎖し、もう一つを拡充して実施している。また、越谷市では、1施設を所有していたところを、令和3年度に施設を閉鎖し、現在は、保護者負担にて実施しているとのこと。 保護者負担については、実施に要する経費の一部の補助やバス代を自治体が負担するなど、様々な方法で実施している。 ③これまで、川口では小学生で大貫に、中学生で水上にて実施してきており、大切な文化や伝統であると考えている。校外教育の目的の達成ということであれば、海や山にこだわる必要はないものの、これまでの実施場所や方法を尊重して検討していきたいと考えている。

質 疑	応 答
(奥富 精一 委員) ①新たな方法で実施する際には、現在と同様の保護者負担では難しくなることも想定されるが、どのように考えているか。 ②水上少年自然の家の土地は、市所有か。 ③大貫海浜学園の園庭に設置してある金子明校長の慰霊碑はどのように考えているか。	(学務課長) ①他自治体で実施している一部補助やバス代の補助等を参考にしながら検討していく必要があると考えている。 ②建物が建っている土地は市の土地である。 ③大貫で起こった事故で子どもたちの命を救ったことを伝えるものであるため、現地にあることは大きな意味があると考えている。今後の実施方法を検討する中において、しっかりと検討していきたい。
(稲川 和成 委員) 自分も大貫・水上へ行ったが、当時はキャンプファイヤーを行っており、大変思い出深いものとなっている。海や山で実施してきたことは、川口の大切な伝統であり、友達同士で寝泊まりすることは、大変有意義であると考えているが、海や山以外で実施することもあり得るか。 やはり修学旅行の前に大貫・水上において宿泊を事前に体験していることは重要であり、海や山に行くことは川口独自の伝統的な文化と考えているため、場所が変わることがあっても、次世代	(学務課長) 学習指導要領では、校外教育を実施することは定められており、宿泊については修学旅行でも実施している。しかし、自然体験をする中で、宿泊を伴って実施することはかけがえのないものであると考えているため、宿泊において海や山で自然体験を得るということは重視していきたい。

質 疑	応 答
へしっかりと継承していただきたい。(意見) (芝崎 正太 副委員長) 海や山など自然が多い場所では、思いがけない事故も発生しやすい。場所の選定の際には安全性の観点を忘れずに検討していただきたい。 (福田 洋子 委員) 今後も宿泊で実施することを基本と考えているか。	(学務課長) 子どもの安全・安心はしっかりと確保することが必要であるため、場所の選定には十分気を付けて検討していく。 (学務課長) 日帰りでの実施は、一定の教育効果を得られるものの、やはり宿泊での実施のほうが効果は高いと考えているため、宿泊での実施を検討していきたい。

未来創造・教育力向上特別委員会質疑応答概要

(令和6年8月20日開催)

学校教育部 指導課

質 疑	応 答
【報告事項】 1 校外教育（大貫海浜学園・水上少年自然の家）に係る教育局内における検討結果について	
< 質 疑 > (松本 幸恵 委員) ①3年間の移行期間とのことだが、具体的にはどのように進めていくのか。 ②既存の国立や県立の施設で行う場合、川口市の児童数でも行くことのできる施設はあるのか。また、校外学習の目的や目標を達成するためには、どのように議論し決めていくのか。 (福田 洋子 委員) 他市町村の状況について日帰りの学校はあるのか。	(指導課長) ①学校現場の意見を大事にしながら、令和8年度よりモデル校を選出し実証する予定です。令和10年までを移行期間とし、令和11年度より完全実施していく予定である。 ②施設のキャパシティについては、国立では赤城青少年交流の家や御殿場の中央青少年交流の家で400人収容。県立では大滝げんきプラザは118人収容、少ない所だと加須げんきプラザは100人収容である。 また、目的達成のために、今後、月例校長協議会で周知をした上で、地区校長会等の学校現場でも協議をしてもらう予定である。 (指導課長) 第5学年に関して南部管内12市町全て宿泊学習を行っており、日帰りでの実施はない。

未来創造・教育力向上特別委員会質疑応答概要

(令和6年8月20日開催)

学校教育部 庶務課

質 疑	応 答
【報告事項】2 GIGAスクール構想第2期の推進について	
< 質 疑 > (坂本 だいすけ 委員) 市内の学校で、今年度初めに端末が不足し配置されていない状況にある学校があると聞いたがそういうことはあるのか。	< 応 答 > (庶務課長) 昨年度は修理に時間がかかり、一時的に端末が配置されない状況が生じたこともあったが、令和5年9月の補正予算にて、10,000台を追加購入したものを配置するなど年度初めにはすべての児童生徒に配置されている。今後も、端末が不足するような事態が発生しないよう、端末管理をしっかりと行っていく。
(奥富 精一 委員) 令和6年度の契約について、単価が補助基準額の55,000円を超えと思うが、補助金等の内訳はどうなっているのか。	(庶務課長) 落札額(税込)は、6億9,520万円である。そのうち3億5,566万6,000円が補助額であり、残りの3億3,953万4,000円が市の負担である。なお、補助対象となるのは、10,000台のうち学習用端末及び予備機の9,700台分である、
(池田 けい 委員) 保護ケースの導入により、落下による破損が減少しているが、このほかに破損や故障の原因とな	(庶務課長) 保護ケースを導入していても、開いた状態で落とすなどして、液晶やキーボードなどを破損する

質 疑	応 答
っているのは何か。 (松本 幸恵 委員) ①1人1台端末の利活用計画内に記載されている「教員用端末のスペック不足」については、対応する予定はあるのか。 ②1人1台端末の利活用計画内に記載されている「ネットワークの不安定さ」に関しては、実際どのような問題が発生しているのか。また、学力テストなどを実施する際に問題にはなっていないのか。 ③特別教室のアクセスポイントの設置についてはどのように考えているのか。	ことはある。また、故障の原因としては、キーボード不具合による修理も件数としては多い。 (庶務課長) ①令和6年度から、CPU、メモリのスペックを向上させ、ストレージを増量する予定である。なお、端末本体だけではなく、教員及び児童生徒各自が使用できる1TB分のクラウドストレージが用意してある。 ②全校で一斉に使用すると接続が不安定になる学校があると認識している。このため、帯域を1Gbpsから10Gbpsに変更することで、少しでも解消していきたいと考えており、既に1校の帯域変更を実施し、効果を検証中である。なお、令和6年5月に実施した学力テストに関しては、ネットワーク接続が不安定になるなどの問題は発生していない。 ③令和2年度の導入時に、授業で活用する場所を各学校と調整し、設置場所を決めてきた。活用が進むにつれ、整備年度以降に必要となった場所については、随時整備しているところである。

質 疑	応 答
④G I G Aスクール端末で宿題が出されることもあるが、放課後児童クラブ内でのインターネット環境は整備していく予定などはあるのか。	④要望があることについては認識している。関係各課と連携し、対応について検討していく。

未来創造・教育力向上特別委員会質疑応答概要

(令和6年8月20日開催)

学校教育部 指導課

質 疑	応 答
【報告事項】 3 いじめ根絶に向けた取り組み状況について	
< 質 疑 > (坂本 だいすけ 委員) ①事案10について、8月29日に第1回いじめ問題調査委員会を予定しているということで、まだ問題が解決していないことがわかるが、7月19日時点でAの欠席が71日だとほとんど学校へ行けていない状況である。Aへのケアを学校はどのように行っているのか。 ②夏休み後の2学期も欠席が予想されるが、自殺等も起こり得るため、もう少しAの状況を詳しく教えていただきたい。 (池田 けい 委員) ①事案5について12月8日にBが偽アカウントについて「私がやりました」と認めた3日後に、「やはりやっていない、自分も乗っ取られた」と訴え	(指導課長) ①委員指摘の通り、全欠席である。学校としては、別室登校、オンライン配信、プリント等の打診を行っているが、いずれも参加できていない。定期的に家庭訪問や電話連絡等でAの状況を確認している。Aは昼夜逆転した生活をしており、本人に会えるが途中で抜けてしまうことが多い。 ②低学年、中学年の際も欠席が多かった。6年次は、祖父が亡くなってしまったショック等も起因し、いじめの事案の前から欠席が多かった。 学力的なところでも、かけ算・九九ができない、文字の読み書きが苦手、ペア学習も成り立たないといった課題もあり、一つひとつのケアをしっかりとしていく必要があると考えている。 (指導課長) ①Bは最初は認めていなかったが、「自分がやったと言えば、Aが学校へ来られるのではないか」と考え、自分がやったと発言した。

質 疑	応 答
たのはなぜか。 ②12月の「私がやりました」と認めた時点で謝っていたのかどうかを伺いたい。	②謝罪は行っていない。

教育長報告（２）

川口市立小中学校在り方審議会委員の公募について

- 1 審議内容
市立小中学校の適正規模適正配置や学校再編など、今後の学校の在り方や方向性を審議するもの
- 2 任期
令和７年１月から審議終了まで（約２年間の見込み）
- 3 対象
平日昼間開催の会議（年４、５回程度）に出席できる、市内在住で満２０歳以上の方
- 4 定員
２人（委員総数１５人以内）
- 5 報酬
条例に基づき支給（交通費なし）
- 6 申し込み
１１月３０日（土）までに、申込書に必要事項を記入の上、小論文「川口市立小中学校のこれからの在り方について」（Ａ４任意書式、６００～８００字）を添えて、学務課へ提出。書類選考で決定、結果を応募者全員に郵送で通知。

教育長報告（３）

川口市特別支援教育こども支援員配置事業について

令和７年度から、下記のとおり、「川口市特別支援教育支援員配置事業」及び「川口市特別支援学級等補助員配置事業」を統合し、「川口市特別支援教育こども支援員配置事業」を新設する。

記

１ 「川口市特別支援教育支援員配置事業」について

（１）概要

特別支援教育支援員（会計年度任用職員）を任用し、小・中学校の通常の学級及び幼稚園における特別な支援を要する幼児児童生徒の学習活動等の支援を行うもの。

令和６年度は小学校５２校、中学校９校、幼稚園２園に合計８１人を配置している。

（２）勤務時間等

１日あたり５時間 年間１７５日以内

２ 「川口市特別支援学級等補助員配置事業」について

（１）概要

特別支援学級等補助員（会計年度任用職員）を任用し、特別支援学級に在籍する児童生徒や発達障害・情緒障害通級指導教室に通う児童生徒の学習活動等の支援を行うもの。

令和６年度は小学校３８校、中学校１７校に合計６５人を配置している。

（２）勤務時間等

１日あたり５時間 年間２００日以内

３ 「川口市特別支援教育こども支援員配置事業」の新設について

（１）概要

特別支援教育こども支援員（会計年度任用職員）を任用し、幼稚園、小・中学

校において特別な支援を要する幼児児童生徒に対する学校生活や学習活動などの支援、幼児児童生徒の健康面の把握及び安全面の確保など、特別な支援を要する幼児児童生徒に対して適切な教育の充実を図る。

学校長の裁量により、通常の学級と特別支援学級等どちらにおいても活用することができる。

(2) 勤務時間等

「短時間勤務者」と「長時間勤務者」を任用する。

ア 短時間勤務者：1日あたり4時間 年間140日以内

イ 長時間勤務者：1日あたり5時間 年間200日以内

(3) 募集

令和6年10月から募集を開始する。小学校52校、中学校26校、幼稚園2園に合計156人を配置予定。

教育長報告（４）

学校医の解嘱について

氏 名	委嘱校	委嘱年月日	解嘱年月日	備考
上野 健太郎	新郷小学校	令和６年４月１日	令和６年８月３１日	内科
上野 健太郎	中居小学校	令和６年４月１日	令和６年８月３１日	内科

議案第104号

令和7年度当初川口市立小・中学校教職員人事異動方針について
このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和6年9月20日提出

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之

令和7年度当初川口市立小・中学校教職員人事異動方針

1 基本方針

埼玉県教育委員会の示す人事異動の方針及び細部事項の実現を期し、本市の実情に基づき、適正な異動を推進する。

2 転任・転補

- (1) 魅力ある学校づくりを推進するため、教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに各学校の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。
- (2) 人事異動にあたっては、教職員組織の充実を図るため、学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡に配慮する。
- (3) 教職員の視野を広め職務経験を豊かにするとともに、学校の活力を高めるため、新規採用後早期に複数校を経験するよう、積極的に異動を行う。
- (4) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校勤務年数の長い者については、積極的に異動を行う。
- (5) 校長、教頭、及び主幹教諭については、学校の活性化を図るため、勤務の実績及び能力等を考慮し、広域的な異動を行う。

3 人事交流

教職員の視野を広げ、教職員組織を活性化するため、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校等との間の人事交流を積極的に行う。

令和7年度当初川口市立小・中学校教職員人事異動方針細部事項

1 新採用教職員・転任・転補について

- (1) 新採用教職員の配置については、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して行う。
- (2) 転任・転補については、教職員の意向を把握し、人事異動方針及び細部事項に基づいて行う。
- (3) 教職員の視野を広げ、職務経験を豊かにするため、市町村間の異動を積極的に行うとともに、校種間の人事交流に努める。
- (4) 次の教員（教頭及び主幹教諭を除く。）、事務職員、学校栄養職員については、原則として異動を行わない。
 - ア 同一校在職3年未満の者
 - イ 産休・育休等を取得中及び妊娠中の者
 - ウ 休職中の者
- (5) 経験豊かな教職員（教頭及び主幹教諭を除く。）の異動については、各学校の教職員構成及び学校運営の適正化を図るため、計画的に推進する。

特に、教頭候補者名簿登載者の異動を積極的に行う。
- (6) 事務職員については、職務経験等を考慮した計画的、積極的な異動を行う。

特に、事務主幹については、同一校に複数配置をすることのないよう異動を行う。
- (7) 学校栄養職員については、配当定数並びに給食施設の設置、廃止及び改修に関する計画に留意しながら、単独実施校相互あるいは共同調理場相互の異動に限ることなく、単独実施校と共同調理場との間での異動を積極的に推進する。
- (8) 近年新設及び統合した学校については、将来一時的に異動が集中しないよう、長期的展望をもって計画的な人事異動を行う。
- (9) 新設校あるいは通学区域に変更等のある学校については、管理職を含めて教職員組織の充実を図る。

川口市立芝西中学校陽春分校(夜間中学)、川口市立高等学校附属中学校については、学校規模や教育課程等を踏まえ、適材を配置し、教育の充実を図る。
- (10) 新採用の教員、事務職員及び学校栄養職員については、多様な経験を積ませ、資質の向上を図るため、採用後6年以内に異動を行う。その際、原則として市町村間の異動を行う。
- (11) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、教員、事務職員及び学校栄養職員は、同一校在職10年以内に異動を行う。

特に、7年以上の者については、積極的に異動を行う。
- (12) 過員を調整するための異動については、優先して行う。特に、市町村間・教育事務所間、校種間の異動も含め、重点的に行う。

また、小・中学校間の異動については、資格及び特性等を考慮して行う。
- (13) 管理職の異動については、学校の効率的運営と適正な管理が行われるよう、年齢・経験年数・特性等を考慮して行う。

また、原則として、校長・教頭の同時異動は行わない。
- (14) 地域差・学校差の是正を図るため、校種及び学校規模等を配慮し、市町村間・教育事務所間の異動を行う。

- (15) 魅力ある学校づくりを推進するために、市町村間の異動に努める。
- (16) 小中学校9年間を一貫した教育の推進を図るために、小・中学校間の異動に努める。
- (17) 市として一貫した教育の推進を図るために、小・中学校と市立幼稚園、市立高等学校との人事交流に努める。
- (18) 女性教職員の異動については、個々の能力が十分に発揮できるよう配慮する。
- (19) 障害のある教職員の異動については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮して行う。
- (20) 本市の特別支援学級が増加していることに鑑み、特別支援学級の担当について、校内人事を含め、積極的に配置するよう配慮する。
- (21) 教職員の心身の状況に応じて、可能な範囲で人事上の配慮を行う。
- (22) 子育てや介護など、教職員の家庭状況に応じ、可能な範囲で人事上の配慮を行う。

2 人事交流関係について

国立大学法人埼玉大学附属学校及びさいたま市立学校の教職員との人事交流については、埼玉県教育委員会と協議して行う。

3 その他

(1) 長期的展望に立った人事異動計画の立案と実施について

校長は、各学校の教職員構成の適正化に配慮し、長期的展望に立った人事異動計画を立案する。

(2) 退職

ア 定年退職については、職員の定年等に関する条例の定めるところによるものとする。

イ 勸奨退職については、学校職員勸奨退職取扱要綱に定めるところによるものとする。

なお、学校職員勸奨退職取扱要綱第2の「教育長が定める期日」は、令和6年12月8日とする。

(3) 降任

ア 管理職の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」に基づき行う。

イ 主幹教諭の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」に準じて行う。

市内異動に関する川口市立小・中学校地区について

1 基本方針

- (1) 埼玉県教育委員会の「令和7年度当初教職員人事異動方針」「令和7年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項」及び川口市教育委員会の「令和7年度当初川口市立小・中学校教職員人事異動方針」「令和7年度当初川口市立小・中学校教職員人事異動方針細部事項」に基づき、異動を行う。
- (2) 市内転補を異動の意向とする教職員は、所属校の存する地区以外の複数地区を「令和7年度当初人事に関する調書」の「異動にあたっての特記事項」欄に記入することができるものとする。

2 具体的な方策

- (1) 小学校
 - ① 市内を7地区に分割する。
 - ② 原則として、現任校所在地区を除く地区を3つ以上記入する。
- (2) 中学校
 - ① 市内を5地区に分割する。
 - ② 原則として、現任校所在地区を除く地区を2つ以上記入する。
 - ③ 各学校の教科の所要状況を前提とする。
- (3) その他
 - ① 転補者を対象とする。
 - ② 原則として、養護教諭、栄養教諭、事務職員、学校栄養職員も地区制の対象とする。
 - ③ 養護教諭、事務職員で小学校、中学校の両方に異動の意向がある場合は、小学校・中学校の地区を併せて記入することができる。
 - ④ 特別支援学級及び通級指導教室に異動の意向のある者は地区制の対象外とし、特別支援学級または通級指導教室への異動の意向のある旨を調書に記入する。
 - ⑤ 川口市立芝西中学校陽春分校及び川口市立高等学校附属中学校に異動の意向のある者は地区制の対象外とし、各学校への異動の意向のある旨を調書に記入する。

3 地区制による人事異動実施上の留意点

- (1) 調書中の市町村名は、必ず記入する。
- (2) 地区名の記入がない場合は、一任とみなす。また、学校名の記入については一切配慮しないこととする。
- (3) 転補者に対する意向の打診は、原則として行わない。

令和7年度 市内異動に関する川口市立小・中学校地区

[小学校]

地区	学 校 名					
A	上青木小★ 前川東小★○	青木北小★○ 上青木南小	並木小★ 芝中央小	前川小★	青木中央小	
B	芝小★ 根岸小★	芝西小 在家小	芝南小★●	柳崎小★	芝樋ノ爪小★○	
C	本町小 飯仲小★	幸町小★● 原町小★●	仲町小 芝富士小★	飯塚小	舟戸小	
D	元郷小★ 朝日西小★	領家小★ 東領家小	十二月田小	元郷南小★○	朝日東小★	
E	新郷小★ 東本郷小★●	安行小★ 安行東小★	新郷南小★	新郷東小★	慈林小★	
F	神根小★● 戸塚北小★○	戸塚小★● 木曾呂小★	神根東小★ 戸塚綾瀬小★	差間小★ 戸塚南小	戸塚東小★	
G	鳩ヶ谷小●	中居小★	辻小★(新)	里小★	桜町小★○	南鳩ヶ谷小★

[中学校]

地区	学 校 名					
A	芝中★	芝東中	芝西中	岸川中★	小谷場中	在家中★
B	北中	安行中★	神根中	戸塚中★	安行東中★	戸塚西中★○
C	東中★	南中	元郷中★	十二月田中	榛松中★	領家中★
D	西中	青木中★	上青木中★	幸並中★(新)	仲町中★○	
E	鳩ヶ谷中★○	八幡木中★	里中★			

★特別支援学級設置校 ●難聴・言語障害通級指導教室設置校 ○発達障害・情緒障害通級指導教室設置校

※★(新)は特別支援学級新設予定校

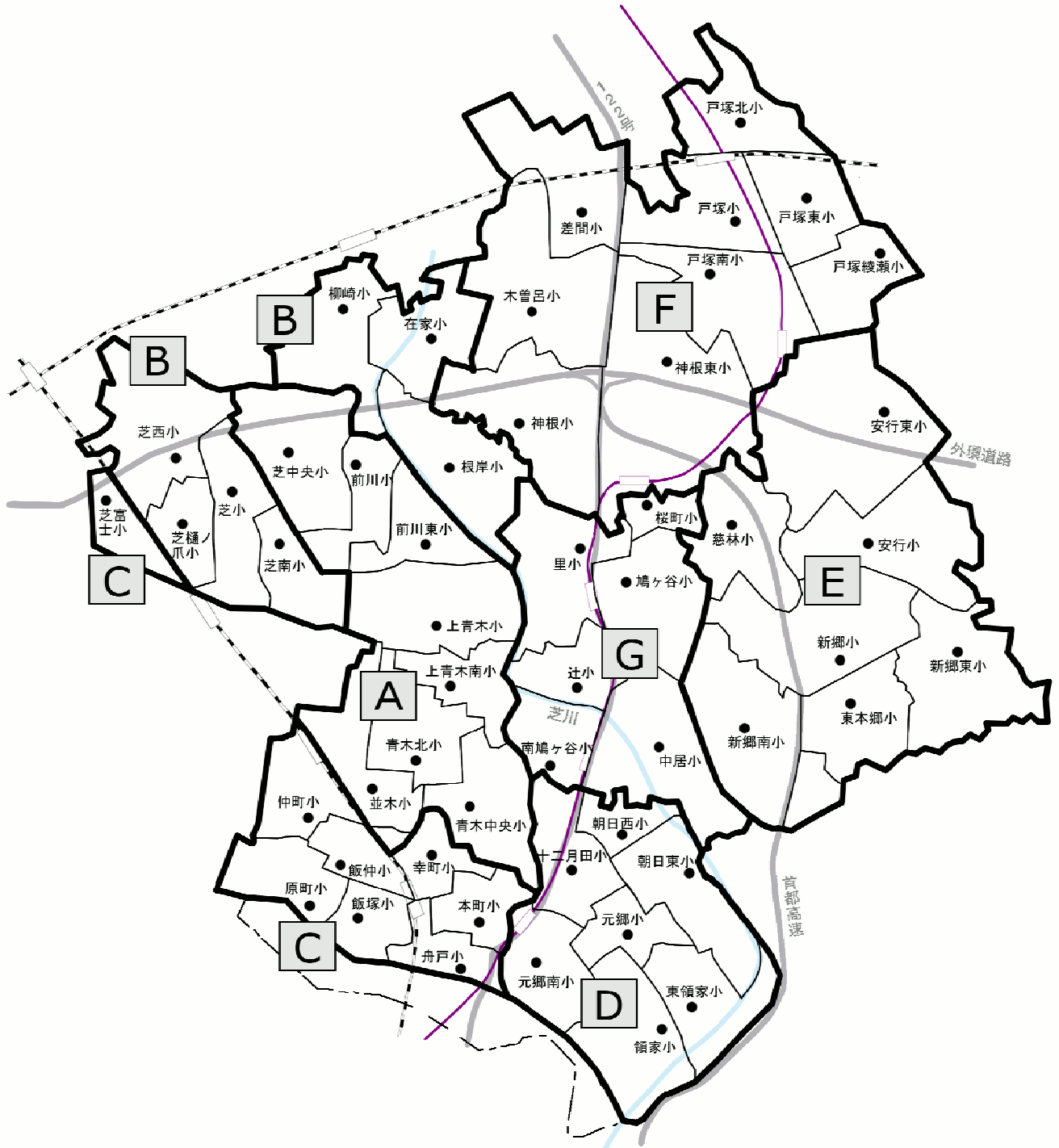
記入例 <年度当初人事に関する調書>
※市内異動に関して、地区を記入する場合

※川口市立芝西中学校陽春分校への異動を希望する場合は、地区を2つ以上選択した上で、「異動にあたっての特記事項」の欄の上段に「川口市立芝西中学校陽春分校」への異動を希望しますと記入してください。

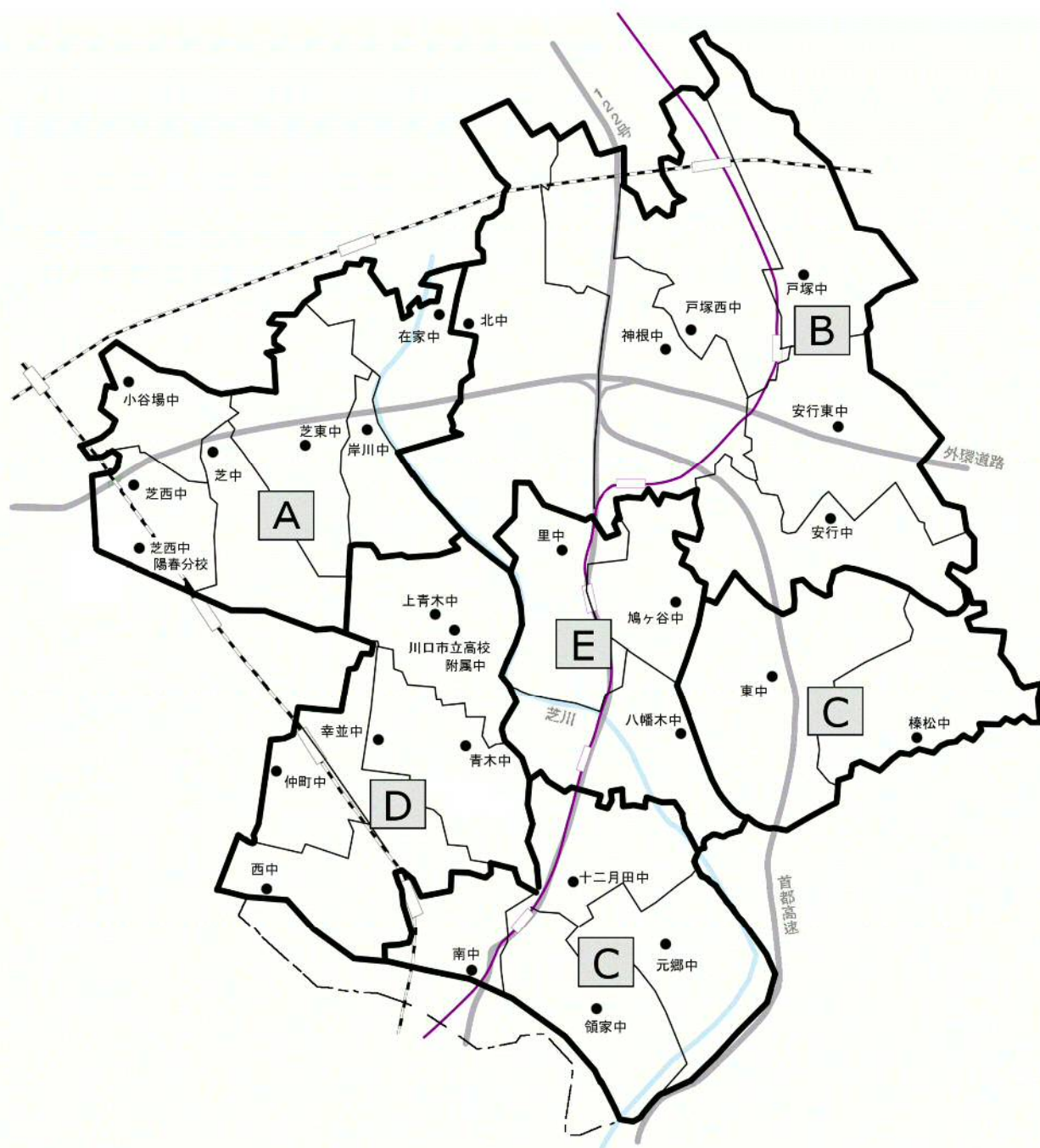
※川口市立高等学校附属中学校への異動を希望する場合は、地区を2つ以上選択した上で、「異動にあたっての特記事項」の欄の上段に「川口市立高等学校附属中学校」への異動を希望しますと記入してください。

異動にあたっての特記事項	小B 小D 小F 原則として、所属校を含む地区以外を3つ以上記入する。(小学校)
異動にあたっての特記事項	川口市立芝西中学校陽春分校への異動を希望します 中A 中B 原則として、所属校を含む地区以外を2つ以上記入する。(中学校)
異動にあたっての特記事項	川口市立高等学校附属中学校への異動を希望します 中C 中D 原則として、所属校を含む地区以外を2つ以上記入する。(中学校)

市内異動に関する小学校地区



市内異動に関する中学校地区



令和6年度 川口市立小・中学校 学校別・地区別教員平均年齢分布

(校長、教頭、再任用教職員、養護教諭、栄養教諭、事務職員、学校栄養職員を除く)

1 学校別

	小 学 校	中 学 校
40 歳以上	仲町小、神根東小、芝富士小、根岸小、辻小、桜町小	芝西中陽春分校
38 歳以上 40 歳未満	芝小、神根小、領家小、戸塚小、芝南小、朝日西小、慈林小、東本郷小、東領家小、在家小、戸塚綾瀬小、南鳩ヶ谷小	芝中、幸並中、芝西中、戸塚中、
36 歳以上 38 歳未満	本町小、上青木小、飯塚小、舟戸小、十二月田小、並木小、安行小、元郷南小、朝日東小、前川東小、柳崎小、芝樋ノ爪小、新郷南小、戸塚東小、木曽呂小、戸塚南小、中居小、	東中、南中、青木中、元郷中、上青木中、十二月田中、仲町中、榛松中、神根中、安行東中、川口市立高等学校附属中、里中
34 歳以上 36 歳未満	幸町小、元郷小、新郷小、青木北小、飯仲小、前川小、青木中央小、芝西小、上青木南小、芝中央小、新郷東小、差間小、安行東小、戸塚北小、鳩ヶ谷小、里小	北中、安行中、小谷場中、領家中、在家中、戸塚西中、鳩ヶ谷中、八幡木中
32 歳以上 34 歳未満	原町小、	西中、芝東中、岸川中

2 地区別（芝西中学校陽春分校、川口市立高等学校附属中学校を除く）

	小 学 校	中 学 校
39 歳以上 40 歳未満		
38 歳以上 39 歳未満	B 地区、	
37 歳以上 38 歳未満	D 地区、F 地区、G 地区	D 地区
36 歳以上 37 歳未満	C 地区、E 地区	B 地区、C 地区、E 地区
36 歳未満	A 地区、	A 地区、

3 市内平均年齢

*令和7年3月31日現在における教員の平均年齢

小 学 校	中 学 校
37.2 歳	37.1 歳

4 埼玉県・全国の平均年齢

埼 玉 県 (令和4年度学校教員統計調査)		全 国 (令和4年度学校教員統計調査)	
小学校	中学校	小学校	中学校
39.8 歳	40.9 歳	42.1 歳	43.0 歳

埼玉県市町村立小・中学校教職員配当基準表

小 学 校				中 学 校			
学級数	校長・教員	養護教員	事務職員	学級数	校長・教員 (特別支援 学級を除く)	養護教員	事務職員
1	3			1	5		
2	4			2	8		
3	6	1		3	9	1	
4	7	1	1	4	10	1	1
5	8	1	1	5	11	1	1
6	9	1	1	6	12	1	1
7	10	1	1	7	14	1	1
8	11	1	1	8	15	1	1
9	12	1	1	9	17	1	1
10	13	1	1	10	18	1	1
11	15	1	1	11	19	1	1
12	16	1	1	12	20	1	1
13	17	1	1	13	22	1	1
14	18	1	1	14	23	1	1
15	19	1	1	15	24	1	1
16	20	1	1	16	26	1	1
17	21	1	1	17	27	1	1
18	22	1	1	18	29	1	1
19	23	1	1	19	31	1	1
20	24	1	1	20	32	1	1
21	25	1	1	21	34	1	2
22	26	1	1	22	35	1	2
23	27	1	1	23	37	1	2
24	29	1	1	24	38	1	2
25	30	1	1	25	39	1	2
26	31	1	1	26	41	1	2
27	32	1	2	27	42	1	2
28	33	1	2	28	43	1	2
29	34	1	2	29	45	1	2
30	35	1	2	30	47	1	2
31	36	1	2	31	48	1	2
32	37	1	2	32	50	1	2
33	38	1	2	33	51	1	2
34	39	1	2	34	52	1	2
35	40	1	2	35	54	1	2
36	42	1	2	特別支援 学級数	教 員		
37	43	1	2				
38	44	1	2	1	1		
39	45	1	2	2	3		
40	47	1	2	3	4		
41	48	1	2	4	6		
42	49	1	2	5	7		
43	50	1	2	6	9		
44	51	1	2	7	10		
45	52	1	2	8	12		
46	53	1	2	9	13		
47	54	1	2	10	15		
48	55	1	2				

養護教員については、小学校が児童数851人以上の場合、中学校が生徒数801人以上の場合、複数配置とする。

なお、学校の実態を考慮し特に必要が認められる場合、複数配置を行うものとする。

基準外配当教員に係る算出表(中学校)

生徒数 ※ 中学校第1学年が該当学年となる。	基準外配当教員 ※ 基準教員数に加え、該当学年につき1名の教員が配当される。	標準学級数(40 人編制)
1～38		1学級
39～40	基準外配当 1名	
41～76		2学級
77～80	基準外配当 1名	
81～114		3学級
115～120	基準外配当 1名	
121～152		4学級
153～160	基準外配当 1名	
161～190		5学級
191～200	基準外配当 1名	
201～228		6学級
229～240	基準外配当 1名	
241～266		7学級
267～280	基準外配当 1名	
281～304		8学級
305～320	基準外配当 1名	



教 県 第 5 3 6 号
令和 6 年 8 月 2 3 日

各市町村教育委員会教育長
各市町村立小・中・義務教育・特別支援学校長
各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育委員会教育長（公印省略）

令和 7 年度当初教職員人事異動方針について（通知）

標記の件について、別紙のとおり決定したので通知します。

なお、実施に当たっては、関係各機関の連携を密にし、協力して適正な人事を行い、所期の目的が達成されるよう格段の御尽力をお願いします。また、貴管下教職員にも、趣旨を周知徹底するよう御配意願います。



担当 県立学校人事課教員人事担当
電話 0 4 8 （ 8 3 0 ） 6 7 3 8

令和 7 年度当初教職員人事異動方針について

本委員会は、ここに令和 7 年度当初人事異動を推進するに当たり、教職員人事異動の方針を次のとおり定め、その実現を期するものである。

その実施に当たっては、各市町村教育委員会をはじめ教育関係各位の積極的な御協力を切望してやまない次第である。

令和 6 年 8 月 2 3 日

埼玉県教育委員会

令和7年度当初教職員人事異動方針

1 基本方針

「第4期埼玉県教育振興基本計画」を踏まえ、学校教育に対する県民の期待に応えるため、以下に基づき、人事異動を推進する。

- (1) 本県教育界の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、人材を抜擢^{てき}し、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。
- (2) 本県教育界の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動を推進する。
- (3) 教育の機会均等を図るため、各学校の教職員組織の充実と均衡化に努め、地域差・学校差を是正する。
- (4) 本県教育水準の向上を図るため、全県的視野から長期的展望に立って、計画的に選考、異動を実施する。特に、市町村立小・中学校等（さいたま市立学校を除く。）の教職員の人事異動については、市町村教育委員会の内申を尊重して行う。
- (5) 新規採用教職員については、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して適切な配置に努める。
- (6) 役職定年後の教職員及び再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、全県的視野から適切な配置に努める。
- (7) 女性教職員の個々の能力、適性等を考慮し、管理職への積極的な登用に努める。
- (8) 障害のある教職員については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。

2 転任・転補

- (1) 魅力ある学校づくりを推進するため、教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに各学校の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。
- (2) 人事異動に当たっては、教職員組織の充実を図るため、学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡に配慮する。
- (3) 教職員の視野を広め職務経験を豊かにするとともに、学校の活力を高めるため、新規採用後早期に複数校を経験するよう、積極的に異動を行う。

- (4) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校勤続年数の長い者については、積極的に異動を行う。
- (5) 校長、副校長、教頭、事務長等及び主幹教諭については、学校の活性化を図るため、勤務の実績及び能力等を考慮し、広域的な異動を行う。

3 登用

校長、副校長、教頭、事務長等及び主幹教諭は、有資格者の中から、全体的視野の下に真にその職に適する者を登用する。

また、女性教職員の管理職への積極的な登用に努めるとともに、若手教職員の管理職への登用に努める。

4 人事交流

教職員の視野を広げ、教職員組織を活性化するため、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校等との間の人事交流を積極的に行う。



教小第269号
令和6年8月23日

各市町村教育委員会教育長
各市町村立小・中・義務教育・特別支援学校長
各教育事務所長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

令和7年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項
について（通知）

このことについて、別紙のとおり決定したので、通知します。

なお、実施に当たっては、「令和7年度当初教職員人事異動方針」に基づき各関係機関との連携を密にし、協力して適正な人事を行い、所期の目的が達成されるよう格段の御尽力をお願いします。

また、貴管下教職員にも、趣旨を周知徹底するよう御配意願います。



令和7年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項

令和7年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動は、「令和7年度当初教職員人事異動方針」に基づき、次に掲げる各項目に従い実施する。

1 基本方針関係

(1) 新採用教職員

新採用教職員の配置については、採用候補者名簿に登載された者の中から、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して、全県的視野に立つて行う。

(2) 再任用職員

再任用職員については、従前の勤務実績等に基づく選考により再任用する。

なお、再任用に当たっては、当分の間、退職時における勤務校を所管する市町村教育委員会の管内への配置を原則とする。ただし、これにより難しい場合は、広域的な異動により適切に配置を行う。

(3) 役職定年後の教職員

役職定年後の教職員は、当分の間、役職定年時における勤務校を所管する市町村教育委員会の管内への配置を原則とする。ただし、これにより難しい場合は、広域的な異動により適切に配置を行う。

2 転任・転補関係

(1) 転任・転補については、教職員の意向を把握し、人事異動方針及び細部事項に基づいて行う。

(2) 教職員の視野を広げ、職務経験を豊かにするため、市町村間の異動を積極的に行うとともに、校種間の人事交流に努める。

(3) 次の教員（教頭及び主幹教諭を除く。）、事務職員、学校栄養職員については、原則として異動を行わない。

ア 同一校在職3年未満の者

イ 産休・育休等を取得中及び妊娠中の者

ウ 休職中の者

(4) 経験豊かな教職員（教頭及び主幹教諭を除く。）の異動については、各学校の教職員構成及び学校運営の適正化を図るため、計画的に推進する。

特に、教頭候補者名簿登載者の異動を積極的に行う。

(5) 事務職員については、職務経験等を考慮した計画的、積極的な異動を行う。

特に、事務主幹については、同一校に複数配置をすることのないよう異動を行う。

(6) 学校栄養職員については、配当定数並びに給食施設の設置、廃止及び改修に関する計画に留意しながら、単独実施校相互あるいは共同調理場相互の異動に限ることなく、単独実施校と共同調理場との間での異動を積極的に推進する。

(7) 児童生徒数が少ない地域の学校における教職員組織の充実を図るため、それ以外の地域の学校との交流に努める。

(8) 近年新設及び統合した学校については、将来一時的に異動が集中しないよう、長期的展望をもって計画的な人事異動を行う。

(9) 新設校あるいは通学区域に変更等のある学校については、管理職を含めて教職員組織の充実を図る。

(10) 新採用の教員、事務職員及び学校栄養職員については、多様な経験を積ませ、資質の向上を図るため、採用後6年以内に異動を行う。その際、原則として市町村間の異動を行う。

- (11) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、教員、事務職員及び学校栄養職員は、同一校在職10年以内に異動を行う。
特に、7年以上の者については、積極的に異動を行う。
- (12) 過員を調整するための異動については、優先して行う。
特に、市町村間・教育事務所間、校種間の異動も含め、重点的に行う。
また、小・中学校間の異動については、資格及び特性等を考慮して行う。
- (13) 管理職の異動については、学校の効率的運営と適正な管理が行われるよう、年齢・経験年数・特性等を考慮して行う。
また、原則として、校長・教頭の同時異動は行わない。
- (14) 地域差・学校差の是正を図るため、校種及び学校規模等を配慮し、市町村間・教育事務所間の異動を行う。
- (15) 魅力ある学校づくりを推進するために、市町村間の異動に努める。
- (16) 小中学校9年間を一貫した教育の推進を図るために、小・中学校間の異動に努める。
- (17) 女性教職員の異動については、個々の能力が十分に発揮できるよう配慮する。
- (18) 障害のある教職員の異動については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮して行う。
- (19) 教職員の心身の状況に応じて、可能な範囲で人事上の配慮を行う。
- (20) 子育てや介護など、教職員の家庭状況に応じ、可能な範囲で人事上の配慮を行う。

3 登用関係

- (1) 主幹教諭への登用は、教頭候補者名簿に登載された者の中から行う。
その際、他の市町村教育委員会管内及び他の教育事務所管内からの登用を積極的に推進する。
- (2) 管理職への登用は、校長・教頭候補者名簿に登載された者の中から行う。
その際、広域的視野から、他の市町村教育委員会管内及び他の教育事務所管内からの登用を積極的に推進する。
なお、女性教職員の管理職への積極的な登用に努めるとともに、若手教職員の管理職への登用に努める。

4 人事交流関係

国立大学法人埼玉大学附属学校及びさいたま市立学校との人事交流については、埼玉県教育委員会と関係機関が協議の上行う。

5 その他

- (1) 長期的展望に立った人事異動計画の立案と実施について
 - ア 市町村教育委員会及び校長は、各学校の教職員構成の適正化に配慮し、長期的展望に立った人事異動計画を立案する。
 - イ 教育事務所長は、上記アの計画の具体化を進めるため、管内市町村教育委員会の人事の実態や課題に基づき、市町村教育委員会の協力のもと、広域的な異動を推進する。
- (2) 退職
 - ア 定年退職については、職員の定年等に関する条例に定めるところによるものとする。
 - イ 勸奨退職については、学校職員勸奨退職取扱要綱に定めるところによるものとする。
なお、学校職員勸奨退職取扱要綱第2の「教育長が定める期日」は、令和6年12月8日とする。

(3) 降任

ア 管理職の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」に基づき行う。

イ 主幹教諭の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」に準じて行う。

議案第105号

川口市学校運営協議会委員を任命することについて

川口市学校運営協議会委員に次の者を任命するため、川口市学校運営協議会規則（平成21年教育委員会規則第1号）第6条の規定により議決を求める。

記

1 任命をする者

（1）川口市立上青木中学校

No.	氏 名	規則第6条関係
1	品田 隆	教頭

2 任期

令和6年9月20日から令和8年3月31日まで

令和6年9月20日提出

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之

議案第106号

令和6年度川口市部活動地域移行推進協議会委員を委嘱することについて

川口市部活動地域移行推進協議会委員に次の者を委嘱するため、川口市部活動地域移行推進協議会設置要綱第3条の規定により議決を求める。

記

1 委嘱をする者

職名等	氏 名	所属	備考
委員（有識者 （スポーツ・文化芸術関係））	須田 邦明	埼玉県スポーツ協会	新
委員（有識者 （スポーツ・文化芸術関係））	長谷川 久雄	川口市スポーツ協会	新
委員（有識者 （スポーツ・文化芸術関係））	渡邊 謙	川口市レクリエーション協会	新
委員（有識者 （スポーツ・文化芸術関係））	平林 仁	川口市スポーツ推進委員協議会	新
委員（有識者 （スポーツ・文化芸術関係））	山本 哲雄	川口市民音楽協会	新

2 任期

令和6年9月27日から令和7年3月31日まで

令和6年9月20日提出

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之

議案第 107 号

川口市学校給食運営審議会委員を委嘱することについて

川口市学校給食運営審議会委員に別紙の者を委嘱するため、川口市学校給食運営審議会条例（昭和 53 年条例第 57 号）第 4 条の規定により議決を求める。

令和 6 年 9 月 20 日提出

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之

1 委嘱をする者

役職	氏 名	条例第4条該当号	新・再
学校法人文化学園 川口文化幼稚園理事長	浅沼 良成	第1号	再
一般社団法人川口市医師会理事	神山 浩	第1号	再
一般社団法人川口歯科医師会理事	伊藤 公介	第1号	再
川口市保健部食品衛生課長	石神 敬	第1号	再
川口市食生活改善推進員協議会 芝南支部会計	佐藤 由美子	第1号	新
川口市立新郷東小学校長	岡本 賢一	第2号	新
川口市立戸塚東小学校長	佐藤 秀雄	第2号	新
川口市立鳩ヶ谷小学校長	河口 典久	第2号	新
川口市立南中学校長	佐藤 朋子	第2号	新
川口市立幸並中学校長	片倉 有紀	第2号	新
川口市PTA連合会副会長	大石 淳史	第3号	再
川口市PTA連合会副会長	梅本 魔子	第3号	再
川口市PTA連合会副会長	高橋 利明	第3号	再
公募	間鍋 好江	第3号	新
公募	池谷 光司	第3号	新

2 任期

令和6年9月20日から令和8年9月19日まで

議案第 108 号

専決処分の承認について

学校医を委嘱することについて、川口市教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和 32 年教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 6 年 9 月 20 日提出

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之

専 決 処 分 書

学校医を委嘱することについて、川口市教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和３２年教育委員会規則第１号）第２条第１項の規定により次のとおり専決処分する。

記

委嘱をする者

氏 名	委嘱校	委嘱年月日	備考
山口 悦朗	新郷小学校	令和６年９月１日	新任・内科
山口 悦朗	中居小学校	令和６年９月１日	新任・内科

令和６年９月１日

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之